

第4期川崎市子どもの権利委員会報告書

2013（平成25）年9月

川崎市子どもの権利委員会

凡 例

本書中で特に断りなければ、それぞれの用語は次のとおりとする。

- 「条例」又は「子どもの権利条例」は「川崎市子どもの権利に関する条例」をいう。
- 「権利委員会」又は「子どもの権利委員会」は「川崎市子どもの権利委員会」をいう。
- 「行動計画」は、「川崎市子どもの権利に関する行動計画」をいう。
- 「実態・意識調査」は「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」をいう。